

新潟市犯罪被害者等支援条例周知・啓発等業務

受託者選定プロポーザル実施要領

令和4年8月

新潟市市民生活部

市民生活課安心・安全推進室

1 目的

令和4年7月に制定された新潟市犯罪被害者等支援条例（以下「本条例」という。）は、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に、犯罪被害者等支援の基本となる事項や各主体の責務等を定めたものである。

本条例が、令和4年8月1日から施行されたことに伴い、本条例の内容を、犯罪被害者等を含むすべての市民に幅広く周知し、条例の趣旨を理解してもらうことを目的とし、本条例の周知・啓発等に係る一連の業務を統一的なコンセプト・デザインのもと実施する委託事業者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 委託業務の内容

(1) 名称

新潟市犯罪被害者等支援条例周知・啓発等業務

(2) 業務内容

「新潟市犯罪被害者等支援条例周知・啓発等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 委託予定上限価格

上限額 2,541,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

提案者は、以下の要件のすべてを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 参加表明書提出時、新潟市競争入札資格名簿に登録されていること。

(3) 参加表明書の提出から契約の締結までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていないこと。

(4) 市内に本支店、営業所等を有していること。

(5) 国税及び市税に未納がないこと。

(6) 次の申し立てがされていない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て

ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立て

(7) 以下に該当する者が役員の間接企業等でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している民間企業等でないこと。
- (9) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)でないこと。
- (10) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- (11) 共同企業体の場合、次の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体が3社以内で構成されていること。
 - イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市との契約の締結が行えること。(代表企業が本市に対し全ての責任を負うものとする。)
 - エ 共同企業体の構成企業が、単独又は他の共同企業体の構成企業として本件の入札に参加していないこと。

4 スケジュール

| | |
|-------------|----------------|
| 募集開始 | : 令和4年8月18日(木) |
| 質問書提出期限 | : 令和4年8月23日(火) |
| 質問回答 | : 令和4年8月24日(水) |
| 参加表明書提出期限 | : 令和4年8月29日(月) |
| 提案書提出期限 | : 令和4年9月1日(木) |
| 選定委員会開催(予定) | : 令和4年9月5日(月) |
| 審査結果通知(予定) | : 令和4年9月6日(火) |
| 履行期限 | : 令和5年3月31日(金) |

5 質問・回答について

本公募に係る質問・回答については、以下のとおり取り扱う。

- ・質問の様式: 様式1『質問書』
- ・提出期限: 令和4年8月23日(火) 午後5時必着
- ・提出方法: 持参または電子メール
- ・回答方法: 令和4年8月24日(水) までに電子メールにて回答

6 参加表明書の提出について

本公募に参加する場合は、以下の書類を提出すること。

- ・提出書類: 様式2『参加表明書』(単独で参加する場合にあつては様式2-1、

共同企業体で参加する場合にあっては様式2-2)
様式3『共同企業体協定書兼委任状』(共同企業体で参加する場合のみ)
※ 新潟市入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては、上記
のほか、同名簿の登載要件を満たすことを証する書類を提出すること。

- ・提出期限：令和4年8月29日(月)午後5時必着
- ・提出方法：持参または郵送
- ・その他：参加表明書を提出後に辞退する場合は、様式4『参加辞退届出書』を
令和4年8月31日(水)午後5時までに提出すること。

7 提案書の提出について

本公募に参加する場合は、別紙「提案書提出書類 一式」に記載の書類を提出すること。

- ・規格：A4判・両面印刷(縦・横等の書式は自由)(必要に応じてA3判も使用可)
- ・記載事項：
 - ① 提案書表紙
 - ② 実施体制
 - ③ 類似業務実績
 - ④ 提案内容
 - ⑤ 見積書(要代表者印)

提出期限：令和4年9月1日(木)午後5時必着

提出部数：正本1部、副本7部

※企業名等は正本にのみ記載。副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。

提出方法：持参または郵送

留意事項：提案書提出後の追加及び変更は認めない。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟市職員で構成する。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 選定委員会は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は別途通知する。

ウ 評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が同点となった場合は、各委員による多数決により決定することとする。なお、得点が最も高い者であっても、その得点が配点合計の60パーセントに満たない場合は、最優秀提案者に選定しない場合がある。

(3) 評価基準

| 評価項目 | | 評価基準・視点等 | 配点 | |
|-----------|--|---|---|----|
| 理解度・企画構想力 | コンセプト ・全体の方向性 | 本条例の内容を十分理解したうえで、業務の目的に沿った提案がなされているか。 | 10 | |
| | | 目的の達成のために、ターゲットにあわせた、効果的な周知・啓発の戦略が提案されているか。 | 10 | |
| | | 周知・啓発の戦略及び個別業務は連続性や統一感のあるものとなっているか。 | 10 | |
| | 個別業務 | 広報資材の制作 | 広報資材の制作過程で、多様な意見を吸収し、本条例の趣旨、内容を分かりやすく伝える工夫があるか。 | 10 |
| | | | 提案された内容は、独創性・創意工夫があり、効果が見込めるか。 | 10 |
| | | 広報媒体を活用した周知・啓発 | 本条例の趣旨について、多くの市民が関心を持ち、自分ごととして捉えてもらえるような工夫があり、効果が見込めるか。 | 10 |
| | 自由提案 | 提案内容は、創意工夫があり魅力的な内容で、実現性、効果、成果が見込めるか。 | 20 | |
| 実施体制等 | 企画提案内容を確実に実施できるスケジュール、実施体制、実績等が提示されているか。 | 10 | | |
| 見積額等 | 見積額の妥当性、経済優位性はあるか。 | 10 | | |
| 合計 | | | 100 | |

(4) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ文書で通知し、新潟市ホームページへの掲載をもって公表する。なお、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ア 最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- イ 最優秀提案者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- ウ 契約締結後においても受託者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約書

新潟市契約規則の規定するところに準じる。

(4) 再委託

本要領に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

10 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 「3 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

イ 提案書の提出期限に遅れた者

ウ 本要領の通知以降、選定委員会において選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反する表現をした者

オ 本要領に定める委託料を超える見積金額を提案した者

(2) その他

ア 提案書等に使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は、新潟市において複製を作成する場合がある。

エ 選定結果について異議申立ては認めない。

オ 受託者の名称は公表できるものとする。

カ 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。

11 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8550

新潟県新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市市民生活部市民生活課安心・安全推進室

TEL 025-226-1113（直通）

FAX 025-223-8775

E-mail: shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp